

(平成21年3月25日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認富山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

- |                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 2 件 |
| 厚生年金関係                        | 2 件 |

## 第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格取得日は、昭和20年11月22日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、150円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正14年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年11月22日から22年5月10日まで  
昭和20年11月22日、A社B事業所に入社し、59年3月31日に退職するまでの期間、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思う。

厚生年金保険被保険者証に記載された被保険者資格の取得日が、昭和20年11月22日であるにもかかわらず、社会保険庁の記録上、22年5月10日の資格取得とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録上、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和22年5月10日とされているが、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証の資格取得年月日が20年11月22日となっていることに加え、A社から提出された人事原簿により、申立人が、20年11月22日に同社B事業所へ入社し59年3月31日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、社会保険業務センターが保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）は、①被保険者資格喪失日及びその原因が、申立人に係る人事原簿と一致していないことが確認でき

る、②被保険者資格の取得及び喪失等に係る記録が、適当な時期に記載されていなかった状況がうかがえるなど、その記録管理が適切ではなかったものと認められる。

さらに、元同僚の年金記録及び証言により、A社B事業所が、従業員を雇用した後、速やかに厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたことがうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、申立人に関し、昭和20年11月22日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社で申立人と同時期に入社した元同僚の標準報酬月額から、150円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年5月及び同年6月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月24日から同年10月1日まで

平成元年2月から9年9月30日までの期間において、継続してA社で設備の取付工事等に従事していたにもかかわらず、9年5月24日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることに納得できない。

なお、申立期間のうち平成9年5月から同年7月に係る給与明細書により、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及び元事業主の証言により、申立人が、申立期間において、A社に継続して勤務し、申立期間のうち、平成9年5月及び同年6月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間のうち、①平成9年7月については、給与明細書により、給与から厚生年金保険料が控除されていることは確認できるものの、A社の厚生年金保険料の控除方法が翌月控除であり、当該保険料が同年6月の厚生年金保険料であると確認できる

こと、並びに②同年8月及び同年9月については、給与明細書により、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び平成9年4月の社会保険事務所の記録から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、社会保険事務所で従業員の健康保険の被保険者資格を喪失させた上で、国民健康保険の加入手続を行ったとしていることから、事業主が社会保険事務所に平成9年5月24日を資格喪失日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月及び同年6月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年5月及び同年6月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。